

# 農政産業観光委員会会議録

日時 平成30年12月13日(木) 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後3時26分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 永井 学  
副委員長 乙黒 泰樹  
委員 前島 茂松 山田 一功 遠藤 浩 望月 利樹  
上田 仁 山田 七穂 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

公営企業管理者 宮澤 雅史 エネルギー局長(企業局長併任) 市川 美季  
企業局次長(エネルギー政策推進監併任) 秋元 達也 企業局技監 浅川 晴俊  
エネルギー政策課長 内藤 卓也  
企業局総務課長 高野 和摩 企業局電気課長 平井 一仁

産業労働部長 佐野 宏 産業労働部理事 中澤 宏樹  
産業労働部次長 渡邊 和彦  
産業労働部次長 藤巻 美文  
労働委員会事務局長 前嶋 健佐  
産業政策課長 内藤 裕利 商業振興金融課長 柏木 隆伸  
新事業・経営革新支援課長 丹沢 竜 地域産業振興課長 古屋 万恵  
企業立地・支援課長 一瀬 富房 労政雇用課長 小高 和也  
産業人材育成課長 細田 孝  
労働委員会事務局次長 鈴木 昌樹

観光部長 弦間 正仁 観光部次長 奥秋 浩幸  
観光企画課長 古谷 健一郎 観光プロモーション課長 落合 直樹  
観光資源課長 滝田 聡 国際観光交流課長 守屋 克己

農政部長 三井 孝夫 農政部理事 土屋 重文 農政部次長 坂内 啓二  
農政部技監 依田 健人 農政部技監 清水 一也 農政部副参事 福嶋 一郎  
農政総務課長 上野 睦 農村振興課長 上野 公紀  
果樹・6次産業振興課長 中込 正人 販売・輸出支援室長 草間 聖一  
畜産課長 菊島 一人 花き農水産課長 小林 敏樹 農業技術課長 中村 毅  
担い手・農地対策室長 千野 浩二 耕地課長 山田 英樹

議題(付託案件)

第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

第104号 指定管理者の指定の件

- 第105号 指定管理者の指定の件
- 第106号 指定管理者の指定の件
- 第107号 指定管理者の指定の件
- 第108号 指定管理者の指定の件
- 第109号 指定管理者の指定の件
- 第117号 指定管理者の指定の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、エネルギー局・企業局関係、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、農政部関係の順に行うこととし、午前10時00分から午前11時05分までエネルギー局・企業局関係、午前11時20分から午前11時53分まで産業労働部・労働委員会関係、午後1時14分から午後1時55分まで観光部関係、午後2時10分から午後3時26分まで農政部関係の審査を行った。

#### 主な質疑等 エネルギー局・企業局

- ※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

- ※第117号 指定管理者の指定の件（丘の公園）

#### 質疑

山田（一）委員 結果について何も申し上げませんが、まず、企業局納入金の金額が100分の40点の配点。これはもう前提条件であるのだから、これに40点配分して合計が75.35点と7割以上行っているが、げたをそもそも履いているという問題。それから、それ以外の40点を抜いたもので、つまり候補者の点数を入れていくと、60分の35.35点かな。1者しかないのだからこれは言えないんだけど、ちょっと点数配分は今後見直したほうが。なぜなら、納入する金額が1億3,000万円があったら、それを出せないっていう企業だったら、そもそもエントリー自体が無理じゃないですか。それに40点配分して75点ですっていうのもどうなのか。

私がもう一つ気になるのは、今後のことで結構なんですけど、実は施設の管理運営の方針等の総合的な事項で、収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費節減が5点のうちの2.75点ですよ。5点分の2.75点。

それと、もう一つ、一番問題なのは、6番目の安定的な運営が可能となる経

理的基盤が9分の2.25点。つまり、これは執行していける能力がないということ、識者が点数上は言っているわけですね。

だから、その部分について3点ばかりお答えいただけますか。

高野企業局総務課長 まず、企業局納入金の配点でございますが、基本的には前回の指定管理の選定の配点と変えてございません。前回も40点という配点でございます。配点の考え方につきましては、たまたま今回は1者しか申請がございませんでしたが、仮に複数者出てきた場合については、それぞれ納入金額も1億3,000万円は下限額として設定をさせていただいておりますので、1億5,000万円とか6,000万円という金額が出てくる可能性もございます。そうした場合に差をつけなければならないということで、この40点に対しまして具体的には最高値をつけた価格から8,000万円を差し引いていただいたものと、それから、当該申請者の提案した納入金額から8,000万円を引いたものを分子として割りまして、それを40点に掛けて、それぞれの応募者の点数の差をつけるような形になっておりますので、40点という点が高いか低いかという議論はあるとしましても、評価の手法としてはこういう手法を従前からとっておりますので、ここは御理解をいただきたいと考えております。

それから、2の施設の管理運営の方針の総合的な事項で、収支計画の内容、的確性及び実現の可能性、経費削減が5点のうち2.75点で低いのではないかという御質問でございますが、パーセントにしますと55%ほど取っております。御指摘のとおり、実際に収支計画というのは31年度の見込みの中で提出をされているのですけれども、申請者の営業努力やそういったコスト削減の努力など、そういったものが評価をされた中でこういう点数になっております。55%という点数は、そんなに低い点ではないとは思っているのですが、御指摘の部分は確かにあると思います。

それから、6番の安定的な運営が可能となる経理的基盤が9点中2.25点、25%という低さということで、これは非常にいわゆる経営基盤としては脆弱ではないのかという御指摘かと思いますが、これにつきましては、5人の委員の採点がそれぞればらつきがある中で、今回、前回からの納入金を1億5,000万円から1億3,000万円に下げるということで、2,000万円ほど納入金額が下がるという前提があります。今の丘の公園は指定管理者はニホンターフメンテナンスというところと共同企業体を組んでおります。ニホンターフメンテナンスが芝の管理を専属で扱っております、そこに利益が当然行かなければいけないのですけれども、次年度以降からの丘の公園についてはそれを解消いたしまして、単体でやっていくと。それについては今までニホンターフメンテナンス側に行っていた芝の管理のコスト費用というものが大きく削減できる。それから、もう一つは、八ヶ岳コースを廃止という形になった中で、その管理コスト、人件費コスト等が大きく削減できるという中で、31年度以降は収支的にも何とかやっていけるという目安がついているというところが委員のほうから評価された中で、この点数と考えております。

御指摘のとおり、確かに低い点数ではあるのですけれども、総合得点の中では75.35点という得点になっておりますので、私どもとしては候補者として申請をしたいと考えております。

山田（一）委員 いや、だからね、私はもうこれは、反対はしないけれども、その40点の配分はおかしいって言うんだから、今後ちょっと検討するなり考えるぐらいしてくれないと。そもそもスタートラインで、あくまで計画なんだから、じゃあ1億5,000万円出したら50点がつくのかっていう、今の話だとそういう話

じゃないですか。ここの配分が大き過ぎる。ここなんて基本的に最低額は決ま  
っていて、これだって最低額の1億3,000万円で満点ついているじゃない  
ですか。だから、それはやっぱりおかしいでしょう。

そして40点なら、じゃあ、もう最初から計画出す会社が、私のところは1  
億6,000万円やりますっていうことになれば、やっぱり一般的に見てそこ  
に40点はおかしい配点だから、私たちも、ちょっと検討したほうがいいんじ  
ゃないですか。もちろんお金は、納入金が入らなければ、そもそも最低額  
は入れてもらうという前提で公募を多分するんだらうから、それに入り口から  
40点、げたを履かせているなんていう、それを今までやっていましたから変  
えませんか、そういうことじゃ私たちも、幾ら意見を言っても変えないっ  
ていうふうに言っているように、逆にとれば、思えるでしょう。

それと、もう一つ、五十何%って言うけれども、収支計画の今言ったように、  
今度、八ヶ岳コースを閉鎖してやっていく計画であって、私は芝のメンテナ  
ンスにお金を取られ過ぎだと思ったから、今回、単体は私はいいのかなと思っ  
ていますけど、それでいて五十何%っていうことは、半分は計画をやりませ  
んっていう裏返しでもあるわけでしょう。だって、この収支計画の内容、的確性及  
び実現の可能性、経費削減等が、たとえ55%でも、じゃあ45%はやれない  
可能性が高いって委員が見たわけでしょう。高野課長は、今、そういうふう  
に、確かにやっていって、今の言葉と逆で、そういう点も委員が評価した  
って。でも、委員が評価した点数がこの点数だったら、どうなんですか。そ  
ういうことです。だから、それであれば、委員がもうちょっとここに対する考  
え方のスタンプが違うのではないのかなって。今、もう実際にやっている企  
業だから、それが安定的な運営が可能となる経営基盤が2.25点ってなるん  
だったら、普通じゃ倒産会社ぐらいの数値ですよ。3分の1以下なんだから。  
9点中3点取れていないのだから。

そういうことを言っているのだから、1者しかないし、これについていろいろ言  
わないけど、でも、やっぱり事務局側がもうちょっと、こんな低い点数で決ま  
っていいのかわからない。確かに75.35点って、すごく高く見えるけど、この  
40点をとってみればとても低い点数だと私は思いますけど。もう一度答弁を。

高野企業局総務課長 納入金の配点40点につきましては、済みません、私のほうの言葉足ら  
ずで大変申しわけございません。配点の案分につきましては、委員からの御指  
摘がございましたので、今後どういう姿が正しいかというところは検討させ  
ていただきたいと思います。

それから、6番目の経理的基盤の点数でございますが、確かに5人の委員の  
中での採点の平均点という中でこういう点数になっております。低いという御  
指摘はございますけれども、基本的には5人の委員の中には会計士の先生も2  
名含まれておりますので、そういった委員の総体として、選定委員会として、  
総合得点としてはやっつけという判断がされたものと理解しております。  
経理基盤の部分につきましては、確かに丘の公園の収支的な部分を心配され  
る委員の意見もあったことはたしかでございますが、先ほど説明したように、  
来年度以降の収支の改善というものに重点を置いて、なおかつ、今後の経営の  
方針計画等を聞いた中で、選定委員会のほうで判断をされたものと理解を  
しております。事務局としてどうなんだという御指摘がございましたけれども、私  
どもとしてもそうした選定委員会の意向のほうも考慮する中で候補者とさせ  
ていただいたところでございます。

山田（一）委員 もう最後にしますけど、結果として私は、地域のいろいろなこともやってき

たので、この会社でいいんですよ。だから、それ自体に対しては言わないけど、やっぱりこっち側の、提案を受ける側の、つまり県側のスタンスとして、1者しかないからいいっていう問題ではないし、いろいろな総合的なことを勘案して、やっぱりこの丘の公園の会社は今までの実績もあるし、1者しかないことからいいんだけど、4年後は高野課長は多分いないから、また次に、前回こうやりましたからって、また同じようなことをされた中でこの低い点数でいいのかっていう問題がある。全く関係のない話をして申しわけないけど、山梨市のフルーツ公園がきょう新聞に出ていましたけど、あれはちょっと聞いてみると、山梨市が本来管轄する部分とそうでないところがあって、なおかつ、今回0.8点の差でひっくり返ってって、今度じゃあ、一体的にフルーツ公園をどうやって管理するとか、0.8点なんて逆転するぐらいの状況がある中で決まっちゃったという話を聞くと、何か違う意図があったのかなとか、そういうことを考えてきちゃって、たまたまここは1者だからいいけど、ああいうのを見ているともっと不明瞭で、逆に県がそういうところを突っ込まれていっちゃう。幾ら第三者に配点をお願いしたと言っても、0.8点の差の中で、今言うように配分が変われば点数も変わってくるし、やっぱり配点もそれぞれ、部署ごとに決まっちゃって、前からやっていますからって、もともとの設定が違うんじゃないかって私は思って話をしているので、ぜひそういう申し送りもしていってもらっていかないと、1者しかないからいいのかとか、そういう話にはならないのではないかと思うので、そこの点を私は言いたいです。

なので、これは公営企業管理者の答弁をいただく必要があるかどうかはともかく、よろしいですか、いただいて。

宮澤公営企業管理者 委員の御指摘は今後とも相当検討しなければいけないというところがございまして。企業局の納入金のウエート、40%というのは、御存じのとおり電気事業会計から長期の借入金をしております。どうしてもこのところを返済していかなければならないのでというスタンスがこれまでずっとありました。そこで、40%、今、高いか低いかと高野課長が申し上げたとおりだと思えますけれども、その辺の見直しというところはあまり視点になかったと。まず納入金から土地代を払って、それから長期借入金を払ってということが一番ウエートが高かったものですから、その辺は今回の納入金の引き下げとあわせて、次期指定管理に向けての検討課題、申し送りをしていきたいと考えております。

それから、財務状況の点、2点ほど御指摘がございました。確かに2.75点、それから2.25点、低いと思います。選定委員の委員の方もその点について非常に、2人、今回、公認会計士を選んだところでございますけれども、いろいろな御意見も出ました。財務状況を心配しているという御意見も出ました。それにつきましては私ども今後、丘の公園を運営していく中で、その辺の財務状況も注視していきながらよく見ていきたいと考えております。

それから、総合的に75.35点というところで、1者しかなかったのですが、特に、この丘の公園というのは八ヶ岳南麓の地域振興というところを非常に重視しています。核となる施設でございますので、その辺のノウハウというところを評価していただいたと私ども考えておりますので、この辺はこれまで以上に、それから財務状況については私どもも注視していききたいと、こう考えております。今後とも指定管理者についてはよく見ていきたいと考えております。

前島委員

今、山田(一)委員のほうからいろいろな指摘をされたのですが、我々

県議会等に提出をする案件ですので、この選定委員会に対して、審査の項目の中で指定管理を志望されている会社そのものに対する信用実績というような評価項目が、示されて説明はある程度されないと本当はいけないんですね。

何といいましても4年間の指定管理者の契約なんですよ。過去でもそのことについて課題を背負ってきた経過もあるわけですね。指定管理をしたんだけど途中で減額を申し入れたり、減額を期間中に余儀なくされるような場面というのございましたよね。そういうことを考えますと、やっぱり会社の信用調査、信用実績というようなものがきちんとある程度、こういう機会では報告をされるべきものなんだね。そここのところの項目が入っていない。実はそこが一番の問題なんですよ。

計画の策定案というのは、点数はよくわかりますよ。わかるけれども、一番大事なことは、その会社の経営が健全な経営をしている会社かどうか。そのことが4年間を託す一番の大きなキーカードだと思うんですね。そここのところの実績内容について責任を持っている皆さんが議会にこういう会社なんだと、健全運営されているんだ、事業もこういう面で非常に特異性を持った会社なんだってというような説明が行われるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。この点を強く求めるべきだと思うんだけど、どうなんだろう。

高野企業局総務課長 前島委員御指摘のとおり、その申請を出した会社の信用ですとか実績、経営の実態というような部分につきましては、実はこの項目の中には出てきていないのですけれども、実際に貸借対照表の提出を求めたり、今回の丘の公園であれば過去の経営実績等の数値もいただいておりますので、そこは選定委員会の委員たちには御判断いただける資料は御提出いただくようなシステムにはなっております。ただ、議員方への審査の全体を通した中で、なかなかはっきりと表示できる部分がございますので、それについては、4年後になってしまうのですけれども、審査項目等の工夫をしながら、わかりやすいような形で表現できることはこれから検討していきたいと考えます。

前島委員 それはですね、僕は何も細かい信用調査票を出せと言っているわけじゃないんですね。県議会に提出する以上は、ここの7なら7のところへ信用実績というところで、やっぱり総括的な健全経営をされている会社であるということを議会にきちんと資料として一緒に提出をなさることが大事じゃないでしょうか。これは今度の問題ばかりではないですよ。指定管理全体を提出案件として出される全体の県のあり方として、一番そこが大事なところなんです。十分信用できる会社なんですということを委員各位に確認をしていただくということが大事である。その点について、今後、県の全体の問題として取り組むべき課題だと思うがいかがか。

高野企業局総務課長 制度自体は行政経営管理課のほうで全体の取りまとめをしておりますので、そことよく相談をしながら、今、委員から御指摘のあった事項について表現できるような形をまた検討していきたいと考えております。

山田（七）委員 私も、しっかりと運営してほしいと思っている一人なので、期待を込めて質問させていただくんですけども、この3番の利用の増加を図るための具体的手法及び期待される効果と、サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果というのが配点の中では得点がわりと高いという中で、具体的にどんなサービスをしていって、集客を図るかというのをちょっと具体的にお伺いしたいんですけど。

高野企業局総務課長　ここで審査項目として挙げているものにつきましては、具体的に年間を通してどのような事業計画をして収益を確保していくかというところを見るのがポイントでございます。あともう一つは、お客様のほうにできるだけ快適に利用していただくためのサービス向上にどのようなことで取り組むかというのを審査項目の主眼に置いたところでございます。御承知のとおり、丘の公園はゴルフ、それから温泉、レストランとございますので、そういった部分について、例えばゴルフは、数種類の友の会会員を募集していたり、レストランについても同じく利用者の友の会形式の前売り券のようなものを発行しております。あとは、実際にゴルフ場の価格をどうするか、レストランのメニューの価格をどうするか、そういったところも総合的に捉える中で、喜んで使っていただける価格設定や、それから事業をどういうふうに展開していくのかというところを年間を通じて計画書として出させていただいております。

山田（七）委員　多分、それは前回の指定管理の選定するときにも、サービスの向上を図るなどあったけれども、何か目新しい具体的な、こういうふうな取り組みをするから人がふえますよというような、そういうのはないんですか。

高野企業局総務課長　今回の丘の公園からの申請書の中には、特にレストラン事業のインバウンドを活用した利用客の向上という内容が入っております。これにつきましては御承知のとおり、台湾ですとか中国からのお客様が非常にふえておりますので、そういった方たちを、例えば南アルプス市でサクランボ狩りをした後にレストランのほうに来ていただいて、そこで食事を提供するというような、いわゆるバスで集客する事業に力を入れるというような内容の計画も入っております。具体的にはもう今年度から取り組みをしているのですが、確かに外国人観光客の利用がふえている状況でございます。そういったことを通じて収益の確保に努めていきたいという計画が出されている状況でございます。具体的にはそういったものでございます。

遠藤委員　この議論が指定団体に伝わるのでしょうか。

高野企業局総務課長　私ども企業局といたしましては、指定管理者と日々さまざまな情報交換をしております。例えば選定委員会の状況の内容はお伝えできませんけれども、こういう意見があったというようなことも全てお伝えしてございます。当然、委員会の中で候補者として御議決をいただくに当たりまして、こういう意見があった、こういう厳しい意見があったということはしっかりと伝えていかなければならないと考えておりますので、それは間違いなく委員会の状況のほうも指定管理者に伝えていきたいと考えております。

上田委員　ちょっともとに戻すような議論になって申しわけないと思うんですが、そもそもこの点数75.35点とあるんですけど、これは例えば点数が総合点で何点以下であれば契約は結ばないみたいなルールっていうのはあるんですか。

高野企業局総務課長　企業局といたしましては、納入金を除いた点数が半分の50%を下回った場合については選定委員会のほうで改めて御協議をいただくという形で進めさせていただいております。

上田委員　じゃあ、これは何点ですか。

高野企業局総務課長 言葉足らずで申しわけございません。100点満点ではなくて、分母の60点の半数ということでございます。申しわけございません。

上田委員 わかりました。それで、きっと各項目は、おのこの大事だからこういう項目についても審査しますよということだと思っんですよ。それで、僕もちょっと思ったんだけど、6つ目の9点に対して2.25点というのがいかにも少ないので、そういう経営というか、それが1個でも欠けると非常にその後の混乱がということだと思っんですよね。そこについておのこのでは何点みたいなものはないんですか。

高野企業局総務課長 個別の審査基準の中で、5人の委員の先生方でE判定が3人以上出たらそこはまた改めて個別に選定委員会で御協議をいただくという形で進めてございました。

上田委員 それはこの丘の公園というか、ここだけで、ここがそう決めているということですか。これはどこでも同じなんですかね。

高野企業局総務課長 企業局だけだと承知しております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(超電導蓄電システムについて)

山田(七)委員 12月11日の山日新聞に超電導蓄電システムの実証実験、鉄道用が葦崎で着工という記事が出ました。この委員会でも米倉山のほうに視察に行ったときにちょうどその実験設備をやっていて、今回、公表されました。

私もこの実験がしっかりと成功して、その実用化に向けて、この次の世代の蓄電システムというのが山梨から、また葦崎から出ていくということにもものすごく期待をしているのですけれども、そういう点を踏まえて何点かちょっとお伺いしたいんですけれども、この穴山駅にできるシステムというのはどういう施設なのかお伺いいたします。

平井企業局電気課長 ただいまの質問でございますけれども、JRなど、電車の速度制御といたしまして、モーターと発電機によって加速、減速、こういうことを行うのは一般的な方法でございますが、減速時に発生します回生電力の利用について、これは電力の回収が容易でないために大きな課題と今なっているところでございます。今般、このような課題に対しまして、利用に当たってその特性がマッチし、また、耐久性能等も持ち合わせております超電導フライホイール、これにつきまして米倉山での試験を経まして実用段階にレベルアップしてきたということでございますので、この技術を穴山駅で鉄道用に応用して実際に効果を確認していくということで進んできたものでございます。



山田（七）委員 中央線に幾つも駅がある中で、穴山駅が選ばれた理由というのはどういう理由なんでしょうか。

平井企業局電気課長 穴山駅を挟みまして両隣の日野春駅、新府駅の間、距離にして約9キロメートルほどございます。また、その駅の間では標高差が160メートルあるということで、急勾配が続く区間となっております。したがって、回生電力の回収、またその利用という、この実証試験を行うに当たりまして、非常に条件的にそろった地点だということから、この地点が選定されたと理解しております。

山田（七）委員 このシステムがつくられることによって地元もかなり期待と不安があると思うんですね。それで、その不安というところを今ちょっとお伺いするんですけれども、県としても米倉山でかなり実験をしていたという中で、施設ができることによって振動や騒音、また電気なので電波みたいなものが出て、あそこら辺は新府は桃がありますし、駅の周辺というのは春には桜祭りとか、蓮池とか、いろいろ人が集まるような形の中で、人体とかそういった環境に影響が出るのではないかと心配もちょっとあるんですけれども、その辺は実験をしている間に何かいろいろな検証して、それはないんですよというようなことがあるんでしょうか。

平井企業局電気課長 このシステムにつきましては、フライホイールが真空容器内で磁気によって浮上して非接触で回転するというところでございますので、作りからしますと、非常に騒音や振動が発生しにくい作りでございます。実際、米倉山の実証試験におきまして、建屋の外におきましてはフライホイールによる騒音、振動等は計測によっても確認できないぐらいの状況でございました。したがって、駅周辺におきまして人体及び環境への影響は、騒音、振動ともないと考えております。

また、委員の御指摘がございました、多分、電磁波等ということでございますけれども、磁界の発生場所が装置内部のみで非常に微弱なものでございます。したがって、建物外ではすっかり減衰をいたしまして、人体や環境等に全く影響を及ぼすものは測定でも出てございません。

山田（七）委員 それを聞いて安心しました。

あと、もう一つは、今から建物をつくるなど工事が始まってくると思うんですけれども、新府城のあたりへ行くまでの道が、茅野北杜韮崎線、県道を走っているんですけれども、ちょうどその新府城の跡のところは歩道もなく、春の桃源郷って結構お花見に来たりする人がいるんですけれども、道路の端を歩いていたりする。そういった中で工事用の車両が通ったり、また、建物ができてからも、納入したりして車が入るという中で、その辺はどういうふうに考えているのか教えてください。

平井企業局電気課長 現地の工事につきましては、明年度当初に着手しまして、2020年度中には設置のほうを完了して実証試験を開始するスケジュールとなっております。その工事につきましては、工事面積のほうは50坪弱と小さいものですから、工事車両の往来等もそれほど多くないということで、影響は少ないものと基本的に考えております。しかし、駅や、隣接する公園等がございます。また、春には非常に桃の花が美しいところでございます。そういったものや、

農業にも影響が出ないように誘導員の配置、または地元との調整など、万全な対策を行うよう、J R東日本のほうにしっかりと伝えたとともに、県としても側面ではありますけれども協力をしていきたいと考えております。

山田（七）委員 最後になりますけれども、今までのことを踏まえて安全対策というものは県としてもしっかりと見ていっていただきたいという中で、このシステムができる、また、成功することによって、山梨県にどういうメリットがあるのか、また、その施設ができることによって葦崎やあの辺の地区にどういうメリットが発生するのか、それだけ聞いて質問を終わります。

平井企業局電気課長 まず、実験場所につきましては、施設の完成後には回生電力の仕組みであるとか、その有効利用、また、環境への効果等を説明する案内パネル等を設置しまして、世界初の実証実験をPRしていきたいと考えております。

また、こうした取り組みを通じまして、電力システムの安定化を初め、他の分野へと用途が広がって、普及が進んでいくということを期待するとともに、この開発、当初より県内企業のミラプロが参加しております。施設の製作や組み立てのほうを担っておりますので、普及とともに今後、部品の製造及び加工等を含めまして、県内産業の活性化、これが期待できるのではないかと。また、これにつなげていきたいと考えております。

（太陽光発電システムについて）

山田（一）委員 私の地元の話で申しわけないですが、当時、三、四年ぐらい前に最初の計画が太陽光について出たときは、29ヘクタールは県のアセスは要らないということで、みんな29ヘクタールで1工区、2工区、3工区、4工区で、1工区は今回、市のほうの許可も出たが、さんざん私も旗を立てて地域の区長と、当時のエネルギー局や森林環境部の部長等に陳情した経過がある。その1工区の29ヘクタールは、毎朝風で、ほこりがすごいんですね。だから、あれを見ると、地域住民はもっとすごいほこりなんだということで、地域では関係ある人は賛成、関係ない人は反対って言っている。しかし、実際は地域よりも下流域に対する水が出るということで、当時も下流域の、例えば東川を改良したらいいっていうような、そんな陳情項目も入れて反対というか、やるならばそういう条件もということで。ただ、今の行政指導上は地域の25%の範囲において出る水の調整池とか水路を改修すればいいっていう程度のものでしかないのですが、今のような集中豪雨が起こったりすると大変なことで、下流域が困るのですが、そこまで行く前に、まず、今、現状、1工区から4工区までがどういう状況になっているのか、県が把握している範囲の情報を教えていただけませんか。

内藤エネルギー政策課長 本会議で局長が答弁したとおり、第1工区として18メガが、そして委員御指摘のように29ヘクタールの事業が現在進んでいるところでございます。これに加えまして、工区という呼び方をしていますけれども、工区という意味では3工区、それから事業という意味では、今造成中のもの以外に4件あるという状況です。

山田（一）委員 ということは、工区でいくと、じゃあ5つっていうことですか。

内藤エネルギー政策課長 事業とすれば5つということになります。ただ、工区という呼び方の中で、私どもが工区というふうと呼んで、地元もそういう理解をしております

すけれども、3工区で、残り4事業あるという状況でございます。その合計が約32メガワットと私ども承知しておりまして、合わせまして50メガワットほどの計画が菖蒲沢地区全体であります。

現在、そのうちの2件につきましては、林地開発の許可申請がございまして、関係課等で指導等をしている状況でございます。

山田（一）委員 繰り返しになり申しわけないですけど、県がどの程度、林地開発が出れば、一応根っこを残せばそれで許可できるわけなんですけど、何か明らかに太陽光をやってわかっていて、その林地開発の許可を、あれはあくまで自然に適期が来たら伐採するから許可するんであって、それが用途が違うのにその許可って出せるんですか。

内藤エネルギー政策課長 林地開発については、基本的には森林環境部の所管ではあるんですけども、承知している限りでは林地開発許可制度につきましては、決められた条件を満たせば許可をしなければならないという仕組みになっているところでございます。

その条件といいますのは、土砂災害等の防災の観点、それから水害の防止の観点、環境保全、水の確保というこの4点でございますけれども、そちらを林地開発の許可に当たって審査をしてクリアをすれば許可しなければならないという仕組みになっているところでございます。

山田（一）委員 何かしつこくてごめんなさいね。その当時はその許可でやって、あの土砂崩落があって、当時の県民クラブの会派が全部こぞって現地視察に行って説明を受けるということが4年か5年前あったわけですよ。なので、私が聞きたいのは、土砂災害、水害防止、環境とあって、まあ、環境はともかくとして、少なくとも土砂災害と水害の問題が大きく起こったわけですよ。現実には。それも大した雨でなくて。

であるので、この基準はどういう物差しで今はやっているんですか。つまり、今のような集中豪雨が来るような物差しじゃない前に決まった物差しをもって、今をやることの危惧が言外にあるということですけども。

内藤エネルギー政策課長 林地開発の許可に当たりまして、例えば降雨ですね、集中的な豪雨というものに対してどれだけ対応できるかという点に関しましては、今現在進んでいる施設につきましては、あの地域ですと30年に一度の大雨に耐えられるという基準をクリアすればよいと。それは水路であったり調整池であったり沈砂池であったりというものでございますけれども、それを業者は地元の要請等を受けまして、一部ではありますが、50年に一度の雨にも耐えられるという形の施設を用意するという中で許可を得て、今その工事が進んでいるものと認識しております。

そして、残りの計画されているものにつきましても、林地開発は林地開発の中、それより何より地元が現在進んでいるもの以外は基本的には反対、できればないほうがいいという御意見の中で、私どもはそれをしっかりと認識をしまして、もともと適地ではない、ガイドラインにおいては設置を避けるべきエリアにあるんだということをまずは業者にきちんとお話をする中で、地元の意見等を踏まえた対応をしてまいりたいと考えております。

山田（一）委員 50年に一度がどのぐらいの量か、ちょっと聞きたいんですけど、今、50年に一度って言ったって、数値もそうなんですけど、私が一番聞きたい内容は、

結局、林地開発、この法律も当時予定した法律と違う目的なんですよ、結局。だから、逆にこの林地開発に関する法律を国は何らかの変更をするような可能性っていうのは、今現在あるんですか。

内藤エネルギー政策課長 あくまで、済みません、これも森林環境部の所管になってしまって、私どもが承知している範囲におきましては、国のほうで内部的に小規模な林地開発の基準というものを検討しているという動きはあると承知をしております。

(固定価格買取制度について)

望月委員 国の固定価格買取制度の関係で質問をしたいと思います。2009年11月に国が余剰電力の買取制度を始めて、その後、FIT制度に移行し、来年の11月にその期限が切れてくるということで、多くの電力会社の買取方針がまだ明確ではないというようなことも聞きます。その中で県はどのような対応をとるのかお聞かせいただけますでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 委員御指摘のとおり、来年度から余剰電力買取制度が切れる住宅用の太陽光発電設備が順次出てきます。国は資源エネルギー庁でこれに関する情報をホームページで提供しておりますので、私どもも11月下旬に、いわゆる2019年問題につきましてホームページに独自で情報を掲載いたしましたところでございます。内容につきましては、太陽光発電施設については二酸化炭素排出削減や化石燃料の削減につながるものであるということ、それから、それ自体が我が国のエネルギー、本県のエネルギーの自給率の向上や地球温暖化防止につながるもので、引き続き、10年が終わったからということではなくて発電を続けてくださいということをやベースとしました。実際に順次電力会社からは買取の価格が示されていくことや、売電だけではなくて、特に昨今の災害等の停電を受ける中、国民の関心が高まる中で自家消費というやり方もあるんだということをお知らせし、現在の電力買取制度を利用して売電をしている方が賢い選択をしていただけるように促しているところでございます。

望月委員 おそらく国は、今おっしゃったように自家消費という部分と小売電気事業者の売電に切りかえることを基本方針としていると認識していますが、その中で山梨県内でリチウムイオン蓄電池の活用という動きがかなり活発化しているということで、たしか県でもリチウムイオン蓄電池の設置に対して補助を出しているということをお聞かせいただけますが、その状況というのを教えていただけますでしょうか。

内藤エネルギー政策課長 私ども、平成28年度からリチウムイオン蓄電池とエネファーム、それからV2Hという形で自立・分散型エネルギー設備の設置補助金ということで補助をしてまいりましたが、蓄電池につきましては、平成28年度に29件、29年度に39件、そして今年度現在まで47件と補助をしてきているところでございます。委員御指摘のように、蓄電池への関心が高まっております。補助金の大部分が蓄電池のほうに回っている状況でございます。

望月委員 今、大部分が回っているということで、多分、補助制度の利用枠というののかなりいっぱいになってきている状況ではないかと感じていますが、その辺の状況は。

内藤エネルギー政策課長 委員御指摘のとおりでございますが、この補助金につきましては、3つの設備で550万円という枠がございますが、募集を開始して短い期間で応募が上回るような状況になりまして、一部につきましては抽選で助成を受ける者を決めるような状況になってございます。

望月委員 私がちよっと民間の調査をしたところ、数年前と比べて約3倍のニーズがあるというような結果が出てきております。そして、価格も100万円を超えるということで聞いていますが、ぜひその辺の利用枠、それをある程度充実させていながら、固定価格買取制度終了に備えた形といたしますか、クリーンエネルギーをしっかりと継続していけるような政策をとっていただきたいと思っておりますが、今後の御所見を伺います。

内藤エネルギー政策課長 現在この補助金につきましては、一応3年を限度にというところで制度ができたのですが、委員御指摘のように、防災面、それから電力の自給という面で私どもの掲げるエネルギービジョンの方針にも合致するものですので、私どもとすれば、さらに蓄電池等の普及が進むように、何らかの形でそれを支援したいと考えているところでございます。

望月委員 しなやかな暮らしを支えるエネルギー社会の実現というものを基本理念にされているやまなしエネルギービジョンの実現、2030年度に向けて、ぜひ力強くクリーンエネルギー、またはエネルギービジョンを押し進めていただきたいなと思います。最後、お答えをいただいて終わります。

内藤エネルギー政策課長 心強いお言葉、ありがとうございます。私ども2030年度に向かい一丸となりまして、示しました進行管理目標の実現に努めるとともに、最終目標であります電力自給率の達成に向けまして取り組んでまいり所存でございますので、御支援をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

## 主な質疑等 産業労働部

※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第104号 指定管理者の指定の件（山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨）

質疑

山田（一）委員 指定管理のこの産業支援機構で、順当でありますから、これに対して異議ではないのですが、ただ、4年後に選定をする上では、先ほどの企業局のほうにも言いました。ちなみに提案価格の納付金の合計額で40点あって40点ついているんですが、まず、この納付金額というのは産業支援機構が県に支払うんですか。まずそこから。

内藤産業政策課長 アイメッセ山梨の指定管理につきましては、ほかの指定管理の施設とは異なりまして、県から委託料を支払うのではなくて、指定管理者が得た収入から一定額を県に納付していただくという形になってございます。

山田（一）委員 その金額はお幾らなんですか。

内藤産業政策課長 説明資料の2ページの3番、真ん中あたりでございますが、4年間の合計で4,722万4,000円。これは消費税抜きの金額となっております。

山田（一）委員 実は、この納付金額がどうこうではなくて、私はさっきの点数もそうなんですけど、もともと提案を出す際に一定の金額が、この場合は1,100万円、前の企業局だと1億3,000万円、そういう前提で公募をかけるときの条件の中に入れていて、その点数がもともと40点取っているのはおかしいではないかと。そうすると答えが、前もやっていたからと、そういう答弁はもう必要なくて、日々やっぱり変わってきているわけだから。つまり私が言いたいのは、100分の40をここで取っているわけですよ。七十何点取っていても、40取ってしまえば60分の35.85という点なんですよ。つまり、これはまた同じ1つの100点満点の中で判断する項目ではなくて、40点は別枠の中で、納付金額を入れるか入れないか。入れることによって点数違う。であれば、これは別枠の40にしておいて、それで40.5になるのか39.5になるのかわからない。でも、実際の提案はそれがまず前提であって、それ以外の項目がいいか悪いかって判断していくわけだから、そこについて、前の企業局のを見ると、点数配分、ほかの部分には課で独自に配分している分、全く企業局と同じじゃないから、多分その辺は裁量があるんだと思うので、その点数の見直しというのは考える。やっぱり我々が見てもおかしいと思うんですよ。前提条

件のところに40点というげたを履いているわけですよ。その見直しの可能性はあるかないかだけお聞かせください。

内藤産業政策課長 この納付額の配点でございますが、これはあくまでもこれからやる4年間にこれだけの金額を納めますという提案でございます。これまでの5年間の納めていただいた金額をここで評価するというものではございません。まずそれが1点でございます。

この配点につきましては、指定管理の全体を所管しております行政経営管理課が定めております指定管理者の更新等の事務手続きに関するガイドラインに基づいて配点をしておりまして、この計算のやり方が、配点が40点で、その中でも最も価格の高い提案者が満点となるという計算方法をとっているということで、今回のアイメッセに関しましては、応募が1者しかなかったということで、そこが最高提案価格ということで満点の40点という結果になっております。

山田（一）委員 私が言っているのはそういうことではなくて、そこを、そういう議会から意見があったから変える努力をしていかないと。おかしいと思うことを言っているわけです。この配点が、40がいいか悪いかのことを言っているんじゃないですよ。じゃあ40で40点、100点満点取ってるってことでしょうか。さっきもそうなんだけど、それで点数が変わるって言って、さっきの盛り返して悪いけど、もっと突っ込みたかった部分もあるんだけど、そういうことじゃなくて、ここの配分と他の項目はやっぱり違う要素だと。私たちが見て。選考委員の先生方もそういう意見はなかったですか。だって、ここはもともとげたの部分じゃないですか。40分の40がつくっていうことは、じゃあ、ここで1,200万円提案する企業があったら、今度は何点つくんですか、課長。

内藤産業政策課長 そういう御提案があれば、そのように計算をさせていただくということになります。今、山田（一）委員から御指摘のあった点につきましては、委員会からこういう御意見がございましたということで行政経営管理課にも伝えた上で、今後の選定の参考にさせていただきたいと思っております。

前島委員 先ほども、丘の公園の指定管理、1者しか応募していない、ここもまた1者しか応募していない。そういう点では全く競争力がなくなっている状況の中で、4年間指定をするということですね。ということの中で、選定委員会では、これを請け負っていただく会社の状況については十分信用調査はされていると思うんだね。だけれども、県議会で、ここで議決するんだよね。その中で一番重要なのは、4年間指定管理を託していく、その会社の、法人の、財団法人が果たしてどういう沿革を持っているか、財務管理の健全性がどうか。それから、従業員数がどうか。そして、直近のものである事業の実績はどうかぐらいの内容を最後のところへ添えないと、委員会としてもどのぐらいの信用性のある、実績のある会社かということの沿革がわからないじゃないですか。

選考委員会で決めているんじゃないんだよね。そこは審査をしていただいているわけで、県議会で議決するんです。ここで採択して本会議で議決するわけですよ。そのやっぱり一番下のところですね、少なくともこの指定管理を委託する、この会社の信用性ということについて明記をして、そして提案をしておかないといけないのではないかと思います。いかがですか、その点は。

内藤産業政策課長 今回、選定いたしました公益財団法人やまなし産業支援機構につきまして

は、この指定管理制度が始まって以来、ことしで13年目になりますが、継続してアイメッセ山梨の指定管理を担っていただいております。しっかりした実績も上げているというところがまずございます。財団の財務基盤ですとか人的な能力につきましても、選定委員会のほうでしっかりと審査をしていただいて、選定をしていただいたものでございます。

ただ、一方、今、前島委員が御指摘のとおり、法人のそういった能力につきまして、何らかの資料を提供すべきというところは我々も配慮すべき点かと思っておりますので、もし必要があれば委員会終了後に資料のほうを用意して御提供させていただければと思います。

前島委員

ここで、この問題が出て、出してこれってということではないんですよ。私は、指定管理制度を積極的に導入しているわけだから、このところを全体で検討して、指定管理者として4年間託すわけですから、そこを、過去において、例えば丘の公園は1億5,000万円で毎年納めますと言っていて、2,000万円堪忍してくれ、また堪忍してくれってというようなことが減額を余儀なく指定管理期間中に行われた。そういう過去歴もたくさんありますから、このところは、やっぱり選考委員会だけで検討でなくて、議員に、どういう沿革の会社かっていうことを頭の中に入れて、理解と納得の上でこういうものが決められていかないと。これは横断的に検討している課題なので、その点はぜひ全部の部局が指定管理に取り組むとか、そのところを、最低、財務管理、従業員数、少なくとも直近の代表的な事業実績という資料等、示すものを一緒につけて、項目の中に、委員会へ提案をしてほしいということを要望しておきます。

永井委員長

今、前島委員の言った、当然、行政経営管理課の部分だと思うのですけれども、産業労働部の所管する部分は次回やるときには管理をしていただきたいという前島委員の意見ですので、よろしくお願いします。

山田（七）委員

細かいことを言って申しわけないのですけれども、この2の指定管理者となる団体を選定した理由で、利用者の立場に立ったワンストップサービスの提供とあるのですけれども、これはどこのサービスをワンストップにするのか教えていただけますか。

内藤産業政策課長

やまなし産業支援機構におきましては、このアイメッセ山梨の施設の貸し出しだけではなくて、それに伴って発生します各種の業務をワンストップで提供するということとして、具体的に申し上げますと、特に旅行業関係の業務。宿泊の手配や、飲食の手配、土産物のあっせん、あるいは交通手段の確保ですとか、そういった部分を旅行業の許可も取りまして、一括してワンストップで提供しているというところでございます。

山田（七）委員

中身についてお伺いするのですけれども、このサービスの向上の考え方、手法及び効果というのが7点中4.2点で結構高くて、その下の満足度調査の考え方、手法及び効果が3点中1.35点と、関連性がある項目についてこの点差ってというのは、全然私にはよくわからないんですが。

内藤産業政策課長

満足度調査の点が、ほかの点に比べて低くなっておりますのは、1名の委員の方から、この調査の仕方が十分ではないのではないか、満足度そのものではなくて、調査の手法が十分ではないのではないか、もう少し専門的な手法や、ターゲットを分けて細かくやるなど、そういった工夫が必要ではないかと



いうことで厳しい採点をされたことが影響しまして、この項目が得点が低くなっているという事情がございます。

山田（七）委員　こういった低い点数があったところに対して、今回、決まったわけですがけれども、じゃあ、次の4年間の間に、この低いところをどういうふうに改善していくかということは、県は何か検証みたいなことを毎年毎年していくんでしょうか。

内藤産業政策課長　当然、やまなし産業支援機構のほうには、委員会でこういう指摘がありましたということをお伝えしてありますので、それに対してきちんと対応していただくように、これは毎年、あるいはそのイベントごとに、使った方にもアンケート調査をしておりますので、そういったところできちんと反映されるようにチェックをしていきたいと考えております。

山田（七）委員　最後に1つお伺いしたいんですけれども、前回もこの業者に委託して、次もこの業者になるという話なんですけれども、前回4年間なら4年間で、改善してくれてというような話をして、そういったことも踏まえていろいろな計画を出してこの点数になった。私はそういうことをしっかりと踏まえてやるのであれば、ここは、全部満点になってもおかしくないような気がするんですけれども、県としての意見が反映されていないということですか。

内藤産業政策課長　審査におきましては、今後4年間どういうふうに取り組んでいくかということに対してやまなし支援機構から提案していただいた提案書を審査していただくということでございますので、今年度までの5年間の実績を評価していただくというものではないものですので、その提案書を見て、こうあってほしい、もっと高いレベルが狙えるんじゃないかというところで満点までは行っていないという項目があると考えております。

乙黒副委員長　今、山田(七)委員がお話ししたと共通する部分もあるのですけれども、県議会のほうでもやっぱりこういった指定管理の特別委員会をつくっている調査をしていますよね。そういった部分の内容や評価は、例えば選定委員会の構成されている方々のところに、こういうのは参考資料として出したりはしているんですかね。

内藤産業政策課長　指定管理の特別委員会が今年度ございましたが、その中ではアイメッセに関しましては特段の御指摘はなかったと理解をしております。一方、我々、所管します部局といたしましても、当然、改善すべき点につきましてはアイメッセのほうに伝えておりますし、その課題等につきましては、審査会に先立ちまして審査委員の皆さんに、今こういう課題があって、こういったところも審査の上で配慮していただきたいというような御説明をさせていただいております。

討論　なし

採決　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(日EUのEPAについて)

望月委員

日本とEUは7月にEPAに署名したということで、それで他国との競争という部分で、やっぱり県内の企業も国内のみならずヨーロッパほか外国との競争力を高めなければならないというところも意識して動かなければいけないと思います。その中で、EPAの発効を見据えた完全撤廃等々を考えたところで、産業労働部としてはどのようなメリットが見込まれるのか、デメリットはどのようなものかという部分、まずそこを把握しているかどうかというのをお聞かせいただけますでしょうか。

内藤産業政策課長 日EUのEPAにつきましては、当然、関税等が撤廃されるということで、貿易が活発になるため、日本から輸出もしやすくなりますし、逆にヨーロッパの製品が日本にも入りやすくなるということで、分野ごとにメリット、デメリットはさまざまあるかと捉えております。

特に山梨県の場合ですと、一番やはりわかりやすいのがワインなのかなというところがございます。ワインにつきましては、ヨーロッパから輸入されるワインの関税が撤廃される一方、日本からもワインが輸出しやすくなるということで、これもやはりメリット、デメリットがあるかと思えます。

これにつきましては、実際にそれが動き出してみまないと、なかなかどちらがいいとか悪いとかというところは判断がつかかぬところもございますので、少なくとも我々としたしましてはヨーロッパに輸出をしたいというワイナリーさんの後押しをしっかりとさせていただくというところで取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

望月委員

山梨の基幹産業というか、山梨のブランドである甲州種のワイン、これがたしか去年2万本を超えたというようなデータも承知している中で、関税撤廃をすることによって高価格だったワインが中価格帯になってくる、それで競争力が上がってくるということもたしか県内のワイナリーの方から聞いたことがあります。

その中で、今、これからを見据えてということなのですが、それだと対応が遅くなってしまおうと思うのですが、具体的な政策というものは産業労働部のほうでは考えていらっしゃるのでしょうか。

古屋地域産業振興課長 ワインにつきましてですけれども、これまで10年間、KOJということでロンドンにプロモーションを継続してきております。ワイナリーの皆様からも、委員御指摘の心配をされているワイナリーさんもおられますけれども、これまでの10年の足掛かりをさらに地理的表示、それから甲州という独自の特徴を持ってしっかりとプロモーションしていき、引き続き県は支援してまいりたいと思っております。

望月委員

今、お話があったとおり、KOJということですよ。たしかKOSHU OF JAPANという甲州種ワインの輸出ということで、10年にわたってプロモーションをされて、たしか三澤さんが今、やっていたらっしゃるのかな。その中で引き続きということですが、私もちょっと調査をしたところ、やはり10年間、長いスパンでずっとPRをし続けていた。だから、その10年後の目標が今になっているというようなことだと思います。ですから、関税撤廃が始

まったよと、もう今の段階で先を見据えて、さまざまな施策を展開していくという長期的なビジョンが必要になってくると思います。そのことについて、まだまだ後手に回りつつあるのかなと思っております。その辺についてもう1点、答弁いただけますでしょうか。

古屋地域産業振興課長 御指摘のとおりですけれども、県といたしましては農政部、JA、それからワイナリー組合等と第2期ワイン産地確立推進計画を策定しております。より品質の高いワインをつくるために醸造用ブドウの品質も上げるということを連携して進めてきております。それが今回のEU、EPA対策にもつながると思っております。

地理的表示「山梨」につきましては、5年前に指定をいち早く受けまして、それは産地の保証と、それから品質の保証をするものですので、それを5年間積み重ねてきておりまして、今、42のワイナリーが参加しております。その積み重ねてきたものをしっかりと今後も海外にプロモーションすることで、さらにPRを強めていきたいと聞いておりますので、それをしっかり支援してまいりたいと思っております。

望月委員 ワインの話になったものですからワインのほうに特化していきますと、EUのほうへの輸出がふえているのですが、そのほかの輸出という部分がなかなか低調になっているというような数字も私も把握している中で、EU以外に海外展開という部分ですね、その辺のところもやはり強化していかなければいけないと思っておりますが、その辺のところの御所見を伺いたいのですが。

古屋地域産業振興課長 組合等からいただいた数字を見ますと、平成27年度ごろからEU以外への輸出も少しずつ始まっていると聞いております。まずはロンドンということで、ロンドンの評価が世界中に飛び回り、そういったものが平成27年度ごろから効果を発揮してきているのではないかと聞いております。本年度もベトナムに行ってまいりましたけれども、トップセールスでは知事みずからがPRしてきておりますので、同様な取り組みができたらと思っております。

望月委員 まさにいろいろな施策を仕掛けながら、山梨のブランドであるワインを初め、さまざまなものを海外に展開していただいているということは承知しています。ぜひ情報をしっかりキャッチして、これからも先を見据えた形で山梨のいいものを、また、山梨の武器を売っていただきたいと思います。最後、一言いただいて終わりにします。

佐野産業労働部長 今、お話をいただきましたとおり、EPA関連につきましては、地場産業を初め、いろいろな産業におきまして輸出関連の産業は多くございますので、しっかり県としましても施策を立てまして、支援をしてまいりたいと思っております。

(超電導蓄電システムについて)

山田(七)委員 先ほどもちょっと話をさせていただいたのですけれども、JR東日本が超電導蓄電システムの実証実験を韮崎の穴山駅でやると。先ほど企業局のほうにお伺いしたら、この装置というのは振動も出ない、音もそれほど出ない、電磁波的なものも全く出ないという中で、次世代を担う蓄電設備だという話を聞いたんですよね。本当にこれが実験が終わって実用化できれば、ものすごいことになりますし、この部品を供給しているのが北杜市のミラプロという中で、この実験が成功することによって県内の企業がさらに飛躍を遂げるというような、

ものすごい希望が持てるような実験になると思うのですけれども、これは産業労働部として、これに関してどういうふうにバックアップをしてくのか、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

丹沢新事業・経営革新支援課長 現在、県では、山梨大学と主に連携をしておりますが、山梨大学は水素・燃料電池で世界でもトップクラスの研究施設と言われております。また、米倉山では、今、委員御指摘のように蓄電池のシステムで、エコシステムというようなことでCO<sub>2</sub>を排出しない実験をしております。また、この方向性で現在、水素・燃料電池、地球にやさしい産業分野ということで、今、多くの参加の企業を募っております、人材育成でありますとか、セミナーなどを実施しております。また、先ほどのような蓄電池のシステムも同様のところがございまして、そのあたりで県内の参入の企業を募ってまいりたいと考えております。

山田（七）委員 いずれにしても、これは、世界に発信できるような設備ができるわけですね。そこに部品を納入しているのが県内の企業ということなので、これは本当に企業局単独じゃなくてね、県全体でしっかりと応援してもらって成功させていただきたいと思うのですけれども、そういうところはどういうふうに対応しているのか、最後にちょっとお伺いいたします。

丹沢新事業・経営革新支援課長 現在、先ほど申しましたように、水素・燃料電池の推進ということで、さまざまな施策を推進しております。県内の中小企業の皆様は長い時間をかけて技術を磨かれて、卓越した技術をたくさんお持ちですので、またそちらの方向性の蓄電池についても応用が可能な部分があるかと思っておりますので、そこら辺はしっかりと情報をキャッチしまして、参入企業を募ってまいりたいと考えております。

山田（七）委員 よろしく申し上げます。

## 主な質疑等 観光部

※第105号 指定管理者の指定の件（山梨県立富士北麓駐車場）

質疑

上田委員 選定の経緯について聞きたいと思うんですが、来年度から、従来の団体とは違うところが結果的に選定ということになりそうだとということで、公募型プロポーザルでやられたということですがけれども、もう少し、なぜというか、どういう形で審査したのか、その内容について詳しく教えていただけますか。

滝田観光資源課長 御案内のとおり、指定管理者の選定に当たりましては、良質なサービスの提供が効果的、効率的、かつ安定的に行われるよう、サービスの内容、運営コスト、経営基盤等を総合的に評価する必要があります。このため、金額の多寡だけで判断するのではなく、管理運営の基本方針や施設の利用促進策、経費節減の取り組み、緊急時の体制等の提案を受け、意欲や実績、能力等を総合的に評価して、最も適した事業者を選定したところでございます。

上田委員 先ほどの説明でもあったのですが、17項目のうち10項目がフジネット共同事業体が上回って、結果的に高くなったということですが、公募型プロポーザルというのは基本的にこういう形で募集しているということですか。

滝田観光資源課長 先ほどもお話ししたのですけれども、どうしても金額の多寡だけで判断しますと、サービスの内容や利用促進のサービス内容など、そういうところがおろそかになる傾向がございますので、そういったものを加味してプロポーザル方式で審査をしているところでございます。

上田委員 公正さということが求められるということですがけれども、特に公正さを求める上でどんなことを注意してというか、やられたのかお聞きしたいんですが。

滝田観光資源課長 選定に当たりましては、選定委員会の委員5名全員を外部の有識者といたしました。また、公平を確保するとともに、委員につきましては事前に氏名と役職を公表しており、透明性を高めているところでございます。また、委員のうち1名は公認会計士等の会計実務に精通したものを選定しておりまして、総合的な審査を行っております。さらに、審査のやり方につきましても、審査項目や判定等について、各委員の意見を反映し、委員の立場と責任において専門的な見地から審査をしていただいております。なお、応募者が委員や審査にかかわる県職員に対し不正な接触をした等の事実が認められた場合には、審査の対象から除外するなどの公平の確保にも努めているところでございます。

上田委員 当然ですが、審査するときには2者だったということですがけれども、それがA者の提案なのかB者の提案なのかということは当然伏せてあるということなんですね。

滝田観光資源課長 審査につきましては、それぞれプレゼンテーションの時間がありますので、どちらの企業がどういう提案をしたかというのはわかる状態でございます。

上田委員 委員にはそこはわかるわけですね。委員には、わかった上でプレゼンを受け

て評価すると、こういうことですか。

滝田観光資源課長 そのとおりでございます。

上田委員 特にフジネットがどうということではないのですけれども、かわるといふことになると、今までに培ってきた現場のノウハウとか、こういう課題があるとか、そういうことが今度、次に新しい会社にかかわることになると、そこら辺が十分に受け継ぎがうまくいくのかどうかということがちょっと心配になるのですけれども、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

滝田観光資源課長 委員御指摘のとおり、ライバル会社にかわるわけですので、自社の企業秘密を相手に伝えるというのはなかなかつらい部分もあるとは思いますが、指定管理者は、県との基本協定におきまして業務管理が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者についても適切に業務の引き継ぎを行わなければならないとされています。また、後任者への引き継ぎの内容につきましては、県と協議した上で決定することになっており、適切な引き継ぎに向けて日程調整をしたり、県職員がその場に立ち会うなど、引き継ぎが円滑に行われ、富士北麓駐車場の管理運営に支障がないように対応してまいりたいと考えております。

上田委員 もう一度確認なんですけど、要は引き継ぎのときには県の職員も当然立ち会って引き継ぎをしてもらいし、それから、それまでに課題があったことについて県でも承知しているのだから、県が新たな受託会社ですか、そちらのほうにそういう話をして引き継ぎをやっているということによろしいのでしょうか。

滝田観光資源課長 そのとおりでございます。

山田（七）委員 前回までのこの株式会社ピカってところが運営していたということによろしいですか。

滝田観光資源課長 御指摘のとおりでございます。

山田（七）委員 このピカが、今まで地域貢献なり何なりということも当然してきていると思うのですが、そういうところを全くさらにした状態で審査をするということに違和感を覚えるのですけれども、だったら、そういうところが全く査定されないのであれば地域貢献なんかなくてもいいやみたいな話になると思うのですけれども、そういうのはこの中でどのように反映されているのでしょうか。

滝田観光資源課長 この審査項目の中に、これまでの地域貢献というのは含まれていないと思います。これからの指定管理についての審査項目ですので、新たな提案ということで、これまでの貢献というのは直接は含まれておりませんが、これまで指定管理者として運営してきた会社には地域貢献をしてきたこれまでのノウハウもございますので、そういったノウハウは今回、指定管理を提案するに当たって、そういった内容を盛り込みながら申請書を出していただいているので、そういう意味ではこれまでの地域貢献という内容も、広い意味では含まれるのではないかと考えているところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 指定管理者の指定の件（山梨県立国際交流センター）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（超電導蓄電システムについて）

山田（七）委員 委員の皆様方には本当にたびたびで申しわけないのですが、韮崎の穴山駅におきまして超電導蓄電システムの実証実験が行われる、これは世界初の取り組みであって、企業局のほうにも聞いたのですが、本当に環境にも優しいし、人にも全く影響がない、未来に希望が持てるシステムの開発を今、実証実験を始めているといった中で、こういう世界初の取り組みみたいなことを、やっぱりもっともって県外、または国外にどんどんPRしていくというのが私は手だと思う。しかし、なかなかこういうことを、どこがPRしていくかということに関して、じゃあ企業局がやっていくのか、産業労働部がやるのかと。私はやっぱり観光のPRというところもフルに使って、こういうものをPRしていく。県内いろいろなところで行われているイベントもしっかりと拾い上げて、そういったものを県内、県外、また国外へどんどんPRしていくということが私は必要だと思うのですけれども、こういったもののPR体制というものを観光部としてはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

古谷観光企画課長 基本的に、例えばリニア実験線もそうですけれども、新しい科学技術に対する関心というのは、非常に世界において高いものがございます。山梨県では、穴山駅での超電導実証実験というのは新しいトピックスということでございますけれども、そのほかにも燃料電池であるとか、一般の方に興味がありそうなものにつきましては、リニア実験線のような施設がある場合には、こういっ

たことを広くトップセールス、あるいは旅行代理店に情報をお伝えして、そしてコースの中に組み入れていただくというようなことを、例えば国際観光交流課のほうでやっていくというようなこともございますし、旅行の商談会においてもそういった提案をさせていただいておりますので、この新しいニュースも踏まえて、観光部としてもきちんとそれを企業局と連携しながらお伝えできるような体制を組んでやっていきたいと思っております。

山田（七）委員 よろしくお願ひします。

（やまなし未来観光地づくり推進計画について）

望月委員 県内の周遊観光についてお聞きをしたいと思っております。富士北麓のほうで観光客が、外国人観光客を含め非常に多く訪れているわけですが、その観光客を県内に周遊させていかなければいけないという課題があるという部分と、あと、前に本会議で私が関連質問をしたのですが、食という部分、これが観光客のその地に訪れる目的の上位を占めているというところ、それと、台湾へ議会で訪問した際に、向こうの観光会社から高級ホテルをやはり必要としているというようなことをお聞きしました。その中で、県では、やまなし未来観光地づくり推進計画というものを策定したということで話を聞いていますが、その概要についてお聞かせいただけますでしょうか。

古谷観光企画課長 地域未来投資促進法という法律がございまして、これはもともと企業立地促進法の法改正によって生まれたものでございますけれども、本県におきましても、昨年度改正された地域未来投資促進法に基づきまして、先ほど望月委員のほうからもお話がありました、山梨県の関連の計画を策定したところでございます。

そして、この計画に基づきまして、5年間で25社ほどの目標を立てて、その地域に先駆的で、そして経済波及効果をもたらすような投資、あるいは、例えばホテルまたは旅館で言いますと、新築であるとか、新しいユニバーサルツーリズムを促進するような取り組みでありますとか、そういったことに取り組んでいただける企業について申請書を出していただいて、まず県で受けて、その後、国のほうで先駆性を承認された場合には固定資産税や不動産取得税、法人税の類いが減免されるという優遇措置がございまして、そして、国のほうのいろいろな事業の採択に当たっても優先されるというようなものでございます。

望月委員 山梨県に観光客、または企業誘致という中からそういったホテル、旅館業等々、地域の活性化を見据えた事業者を誘致していく、育てていくという観点で非常に期待を持っているわけですが、この内容ですね、例えば、地域も含めて事業者の対象、また、そういう条件、そしておそらく県が審査をして国に申請をしていくという形になってくるかと思っておりますが、その手順を含めた形を具体的に教えていただけますでしょうか。

古谷観光企画課長 幾つかの要件がございまして、ポイントとしましては、世界遺産富士山あるいは南アルプスのユネスコエコパーク、日本遺産、日本農業遺産そして温泉、スポーツ、史跡、こういった観光資源を活用した観光分野でテーマを絞ってやっていただく。

そして2点目としましては、ブドウ、桃、スモモ、あるいは甲州種ワインや印伝、ジュエリー、そういった伝統的な地場産品、これらを活用したような観光分野。



要件の2つ目としましては、高い付加価値を創出すること。例えて言いますと、付加価値額として5,000万円ほどの付加価値を生み出すというような計画であること。

要件3としましては、経済的効果が見込まれるということで、これは3つのうちのいずれかですけれども、売上が5%増加するとか、あるいは雇用者の数が1%増加する。そして、給与等の支給額が3%増加するというような計画について県にまず出していただく。そして、国での、その中でも特に、地域の中で新しい試みであるとか、先駆性が認められるものについては、先ほど申しましたような優遇措置が受けられるというような仕組みになっております。

望月委員

5年で25社目標という形なのですが、現時点の段階で、スタートがいつかという部分ですね。募集をするスタートがいつかという段階で、現時点でどのような業者というか、例えば星のやさんとか、そういった大手の一流ホテルなのか、それとも地場のホテルに頑張ってもらうとか、そういったターゲットという部分で、最終的にはどのような効果を、今おっしゃっていただいたおよそ5,000万円の付加価値とか、そういった最終的な目標という部分、その辺のところを一連、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

古谷観光企画課長 現状、まず9月以降周知に努めているところですので、具体的に国で認められたという事例までは出ておりませんが、途中経過を申し上げますと、主にホテルや旅館、あるいは峡南地域であれば、まだはっきりはしませんけれども、例えば宿坊のようなものとか、ケースで言いますと、外国人が非常にふえているような富士北麓地域やその周辺地域で、例えば高齢者や障害者、あるいは外国人も含めてユニバーサルなデザインを、バリアフリーや多言語表記など、そういったものにきっちり配慮したホテルに改築していくとか、あるいは新築するとか、そういうような案件を想定しておりますし、実際にそういった申請やお話も上がってきているところでございます。

県としましては、金融機関、観光関連、あるいは産業団体ですね、そういったところと連携をとって情報をいただきながら、今、逐次、多いのは金融機関からのお話が多いのですが、情報をいただきながら適切に指導しながら計画が順次行っていけるような体制をとっているところでございます。

(地域通訳案内士について)

望月委員

ぜひ、県内全域に外国人もしくは旅行客の、富士北麓のみではなく、周遊できるような効果を発揮していただければなと思っておりますが、そういう仕掛けと同時にやはり通訳の関係とか、そういった言語の関係、もしくはお金を使うための、例えばキャッシュレスの仕組みとかシステムとか、W i - F i とかというさまざまなインフラ整備なんかも県内全域でやっていかなければいけないのだろうと感じているところですが、その中で地域通訳案内士が、本年度、また38人合格したというようなことも聞き入っていますが、こういった通訳士、私が調べたところ、合格をしている通訳士はおそらく128人程度ということで、聞いているのですが、なかなか活躍をする場がないというようなことも情報として入っています。そういった、せっかく養成した通訳士をそういった場面で活躍できるような仕掛けを何か次の一手ということで考えていらっしゃるのでしょうか。

守屋国際観光交流課長 地域通訳案内士につきましては、委員がおっしゃられましたように、平成29年度で128名が地域通訳案内士に登録したところであります。今年

度は46名が受験しまして38名合格しましたので、38名の皆さんが登録していただくと166名の地域通訳案内士になっていくと思います。

全国の通訳案内士、84名も合わせますと、県内に250名の案内ができる人がおります。この地域通訳案内士をどのように活用していくかということなのですが、ことしも実施させていただいたのですが、旅行会社との説明会の際に地域通訳案内士がまだ認知されていないところがありますので、そういうもので地域通訳案内士を認知させるということや、今回、トップセールスへ行ったとき、あるいはジャポニズムへ参加したときに、本県の地域通訳案内士が、こういう人たちがいるということを外国語版で周知をしているというようなことに努めました。

今後も、まだまだ地域通訳案内士の認知されていないところがありますので、そういうところを積極的にPRすることで地域通訳案内士の仕事がふえていくようなことを進めていきたいと思っています。

望月委員

言語というのはやっぱり編み続けないととか、使い続けないと、その技術とか、そういったものは落ちてきてしまうということを知ったことがあります。ぜひ観光部のみならず部局横断的に、育成した地域通訳案内士を活用していただきながら、山梨にせっかく来ていただいている観光客の方々にプラスになるような、それがもとで経済効果が県内隅々に波及していくような取り組みをしていただきたいなと思っています。

最後に御答弁いただいて終わります。

守屋国際観光交流課長 委員がおっしゃられましたように、外国人にPRしてだけでなく、受け入れ体制がとても大切になってくると思いますので、外国人が来たときに、よりよい環境になっていくように今後も努めてまいりたいと思います。

## 主な質疑等 農政部

### ※第107号 指定管理者の指定の件（山梨県立まきば公園）

質疑	なし
討論	なし
採決	全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### ※第108号 指定管理者の指定の件（山梨県立フラワーセンター）

#### 質疑

山田（七）委員 委託料が少なくてもいいといえいいんですけれども、このゼロ円というのは、私はちょっと意味がわからないんですけれども、この辺の説明をお願いいたします。

小林花き農水産課長 フラワーセンターにつきましては、指定管理者に指定管理業務をお願いしてございます。その指定管理業務をしていただきまして、その結果として収支が出てくるわけですが、それプラス、フラワーセンターの県有施設を利用いただきまして、指定管理者の自主的な取り組みをいただいて集客を図っていただくことによりまして、管理料と、それから実際に得られる収入で収支が均衡してございますので、それを前提にゼロ円で指定管理をお願いするという形にさせていただいてございます。

山田（七）委員 この4番と5番、平等な利用を図るためというところと、安定的な運営が可能となる人的能力と経理的基盤という点が半分ぐらいしかないんですけれども、この辺は、この半分という評価はどういう評価なんでしょうか。

小林花き農水産課長 フラワーセンターの評価点につきましては、それぞれの項目を審査委員会のほうにあらかじめ諮って各評点の配点をしているものでございます。半分ぐらいの評点のところにつきましては、標準的な評価をいただいたと考えています。管理をしていただく上で標準的な管理もいただけるという評価をいただいているというように考えています。

山田（七）委員 最後に伺いますが、今までの指定管理の中で六十何点とかってというのはあったけれども、この50点台というのは私もちょっと初めてなんですけど、A、B、C、D、Eとかという評価があると思うんですけれども、この58.5点というのは評価で言うとどういう評価になるんですか。

小林花き農水産課長 58.50点でございますが、フラワーセンターにつきましては、先ほど御説明申し上げましたように指定管理料がゼロということになりますので、財務に関します提案内容がほかの指定管理施設と比べまして違うという特徴がございます。その部分も含めまして、委員会のほうに今回示してあります1番から6番までの項目、それからその審査項目をそれぞれ配点をさせていただいておりまして、それらをそれぞれのお立場から委員に評価をいただいた結果、

58.50点ということで、それを合議をいただきまして指定管理候補者としてお認めいただいておりますので、点数自体は結果として58.50点になっているということで、十分、指定管理をお願いしていただけるものと考えております。

前島委員

ちょっと農政部の歴史的な経過を聞きたいんですが、かつてはフラワーセンターという言い方でこれをつくられたと。そのときの原点の目的、目指すものは何だったかということですね。その後、やっぱり経営ということについて一つの課題が生じてきたと。その生じてきた中で今の経営そのものが指定管理でゼロ円ということにせざるを得ない、そういう歴史的な経過についてちょっと農政部で説明いただけないかと思うんですね。当初のつくった目的と、現在の指定管理者の歴史的経過の中でそうせざるを得ない状況に立ち至っている経過を私どもにもう1回聞かせてもらって、確認をしたいと、こういうふうに思っているんですね。よろしくお願ひしたいと思います。

小林花き農水産課長 今、前島委員から御指摘のありました、そもそもフラワーセンターを整備した、その原点の部分でございますが、一つは、県民の皆様には花と触れ合っていたと、しっかりと施設を整備したいということ。それから、県内の花き振興に資する施設として整備を図るという大きな目的がございました。指定管理者を指定するまでは県営施設として運営をさせていただいておりましたが、費用は県で負担をするということで負担がかかってございました。そういう中で、先ほどありました地方自治法の改正等を受けまして、指定管理をお願いをするという形の中で、先ほど申し上げましたように収支を均衡していただける形で指定管理のお願いができておりますので、今回もその実績を踏まえまして同じようにゼロ円で指定管理の募集をさせていただいたという形でございます。

前島委員

経過はそういう経過ですが、今、指定管理でゼロ円になっている、その状況の中で、経営ということの大変さというのが歴史的に見ればわかるわけですが、それで、ハイジの村として今、そのことの指定管理をやっていた中で、その経営を通じてゼロ円だけれども、大きな誘客、あるいは観光資源として大変な貢献があるとかないとか、その辺をちょっと、これだけの県の投資をしてきた歴史的な施設でありますので、その辺の現状についていかがでしょうか。部長、今、こういう一方では貢献と成果があるんだというところをちょっと聞かせてもらいたい。

三井農政部長

前島委員が御指摘のとおり、非常に大きな金額をもってあそこに施設を設けたところでございます。その中で、先ほどお話ししたとおり、花き振興というものを大きな目的の中でつくりました。長い経緯の中で、御指摘のとおり観光という大きな役割を示しております。近隣には市の施設ができたり、民間でも観光振興が図られるような動きもございます。そういった意味で、県の施設として、農政ばかりではなく、大きな重要な位置づけを担っているという認識を持ってございます。

加えまして、フラワーセンター、ハイジの村というところが非常にピックアップされていますが、あそこで展示する花については、ちょっと記憶が定かまはございませんが、半分以上は県の花を使うようにとか、あるいは県の花のPRを必ずするようにとか、そういったお約束事をしながら、花き振興につきましても農政部の施設でございます。しっかりとそこも押さえながら運営をお願

いしているというところでございまして、農政部としての重要な施設であるし、地域の観光振興のお立場でも非常に重要な施設ということで、ある意味、投資をしたことによってゼロ円で運営ができていくということで、これからも重要な施設として指定管理のほうを続けていきたいというのが農政部の考えでございます。

前島委員           ゼロ円にもかえがたい大きな、フラワーセンター、ハイジの村としての本県の観光資源の一つとしても拠点的な施設として役割を果たしているということを含めて、このハイジの村へ訪れる年間の皆さんの誘客の数がどのぐらいなのか、我々はいつも甲府から西の、そういうふうな施設の状況について非常に期待をして見ているわけですが、その辺のハイジの村の年間の訪れる人たちの数字がもしわかったらぜひ教えてもらいたいと思います。

小林花き農水産課長   フラワーセンターの入場者についてでございますが、現の指定管理の間も含めまして、ほぼ21万人前後で推移をしております、大変たくさんの方々に訪れていただいて、県内を周遊していただき、大変大きい影響を持っている施設と思っております。

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第109号 指定管理者の指定の件（山梨県立富士湧水の里水族館）

質疑

山田（一）委員   先ほど来、指定管理を幾つかやってくる中で、その前に聞いてもよかったのですが、まずこの6番の点数の、施設の管理運営に係る経費というのが30点持っているわけですね。さっきの部分では、要はこの経費の内容を30分の30、この前のほかの件でもあるんですが、ここの内容をまず教えてください。

小林花き農水産課長   まず、配点の考え方でございますが、今回、施設の指定管理者の応募が1者で、1件でございました。審査の考え方としますと、複数者出てきた場合に評価が一番高い応募者に30点を付すという考え方になってございますので、今回、1者の応募でございましたので、結果としまして一番高い御提案内容ということで30点をここに入れさせていただいているという状況でございます。

山田（一）委員   さっき山田（七）委員が言って、58点が少ないって言うんですが、これ、いわゆるげたなんです。先ほどの部局、それまでは40点、御課が悪いんじゃないくて、県の行政経営管理課の配分がやっぱりおかしいと。午前中からこの議論があるんです。たまたまこの案件ではこれですけど。というのはどういうことかということ、これだと最初から30点もらっているということですよ。だから、私はこの内容の、経費と言っているのは経費の内容を吟味したのかどうか聞いているわけです。ということは、それ、していないということですよ。1者だから。そうですね。イエスかノーかでまず教えてください。

小林花き農水産課長 経費の内容につきましては、当然、資料として出されているものでございますので、選定委員の皆さんにオープンにして御審査をいただいておりますが、主にガイドラインにありますように、委員長であります公認会計士の先生を中心にそこについてはチェックをいただいているということで、30点に対します評価としますと、結果、1着ということになりますので、山田（一）委員の御質問ということになりますと、そこが反映できているかという部分につきましては結果、1者ですので30点ということになってございます。

山田（一）委員 その前の、ここじゃないところでも同じように30点と29.97点、そこはもう質問しませんでしたけど。要はどういうことかという、最初からそれはげたんだから、この同じ100点項目の中に入れるべきではない。つまり、30点の項目と、70点のそれ以外の提案の部分を分けるべきだということをぜひ行政経営管理課に伝えてください。そういう意見が委員会が出たと。それ自体、我々は違和感がやっぱりありますよ。もともとがげたを持つ。

次に、もっときつい質問です。それであれば、この前のフラワーセンターのハイジと、実は私、指定管理施設・出資法人調査特別委員会の際に、人的配置の中で副支配人が同じ人間が兼ねているということを指摘して、それについてはどう委員会が審査したんですか。

小林花き農水産課長 それぞれ御提案をいただきました中で、組織図、それから実際の職員配置についても確認させていただきました。前回、指定管理施設・出資法人調査特別委員会の際に、同じ人間が両方の、富士湧水の里水族館に職を置きながらフラワーセンターのほうも兼任をするという形をとってございました。そこにつきましては、私どもも認識をしてございまして、平成30年度の始まる段階で、どうしてそういうことになったのかということで経過をお尋ねしまして、フラワーセンターのほうの管理者が退職されたという部分がございます。緊急的な措置として当時、29年度はそういう形をとらせていただいております。30年度からは新たに桔梗屋さんも内部的な組織からきちんと人を押さえていただきまして、富士湧水の里水族館に別の人間を充て、フラワーセンターで兼ねていた方をきちんと専任として配置をさせていただくということで、人件費もそれに従って支出をいただくような形にさせていただいております。

山田（一）委員 今の説明だとちょっと疑義がありますね。当時、フラワーセンターのほうについては、代表取締役の下に支配人、総支配人があって、その下に副支配人が2人ついているんですよ。ということであると、こちらが残って、湧水の里は副館長でしたから、説明にちょっと疑義が生じる。つまり、フラワーセンターのほうは複数人いるから、フラワーセンターのほうが、やめられたと今言われましたよね。やめられても副支配人も2人いるんだから、そのどちらかが、副支配人が上がればいいことなので。

小林花き農水産課長 その部分につきましても意見交換ですとか、それから組織の状態等を確認させていただく中で、全体をマネジメントできる人材ということで、その方がきちんとやっていたかかないと組織としてうまく機能できないという御判断をいただく中で、兼務をさせていただいたと御報告いただいております。

その状況は御指摘をいただきましたように、よくありませんので、整理をいただく中で、水族館のほうの業務を完全にやめる形でフラワーセンターに専任をいただくということで、実質的な総支配人さんのナンバーツーということで

お仕事をさせていただいていると認識をさせていただきます。

山田（一）委員 いずれにしる、表現はよくないけど、ちょっとなめてるなど、私たちはこれを見たときに思ったんですよ。そこが1者しかないからということでこういう形で最終的には賛成になるんでしょうけれども、そういうところはやっぱり厳しく言っていってもらわないと、民間から見たら、何やっているんだと、そういう話です。ただ、私もここまで言う必要ないけど、みんなすつと来ちゃったので、私もあえて資料を出して言いましたけど、そういうことです。  
じゃあ、部長に一言いただいて。

三井農政部長 2つ大きく御指摘いただいたと認識しております。一つは、施設の管理運営経費の採点のウエートのつけ方。これにつきましては、当然、公立施設ですのでできるだけ無駄なお金をかけないということも非常に重要なことであるという認識しておりますが、どういうふうにウエートをつけるのか、あるいは一つ一つの経費の格差を何点にすればいいのか。バランスが一番重要かと思えます。それぞれの施設で経費が非常に重視される施設もあれば、収益度外視でも公共サービスに重点を置かなければいけない施設もあろうかと思えます。さまざまな、全体を通してバランスよく、配点のバランスと算定のバランス、また、所管課と協議しながら考えていきたいと思っております。  
もう1点は、施設運営についていかがなものかと。受託者のほうの状況でございます。これにつきましては、私どもとしてもふだんからのモニタリング等も含めまして、落ち度のないようにしっかりと運営していただくという姿勢で適正に臨んでいきたい、頑張っていきたいと思っておりますので、御承知いただきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 平成30年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(被災農業施設復旧支援事業費について)

遠藤委員 台風21号、24号ですけれども、ちょうど9月の定例会の議案説明の日でしたか、翌朝だったと思えますけれども、そんなことで非常に記憶に残っていて、当時、早朝から農家の方からお電話があって、桃の木が折れちゃったみたいなことで、その議案説明の意見交換会の中で知事にこんな状況ですよということを申し上げましたし、当時、峡南農務のほうでも早速対応してくれて被害状況を把握してくれたのですけれども、全県的に整理していただいて、21号、24号、どんな被害があったのか、どのように把握されているのかお伺いいたします。

中村農業技術課長 台風21号の被害につきましては、笛吹市ほか8市町村の農業用ハウス、ブドウ棚など、46カ所、強風による被害が発生し、被害面積約6.5ヘクタ

ール、被害金額は約4,400万円となっております。24号につきましては、これはまだ11月末時点の集計ではございますが、笛吹市ほか12市町村の農業用ハウス、ブドウ棚、畜舎など366カ所で強風による被害が発生し、被害面積約45.4ヘクタール、被害金額は3億5,400万円となっております。なお、被害金額につきましては、被災しました施設がそれぞれ耐用年数をおおむね2分の1経過したときの残存価格ということで、標準的な取得価格から算定した現況価格ということで算出しております。

遠藤委員　　これが施設の被害ということで、枝が折れて翌年度以降の生産出荷額が減少するんじゃないかという心配もあるわけなのですが、その点については把握されていないでしょうか。

中村農業技術課長　　時期につきましては、特に果樹、今委員がおっしゃられた桃でございますが、収穫が終わった後でございますので、桃についてはそういうような算定はしておりません。

遠藤委員　　次に、農の7ページ、鳥獣対策の防除施設の復旧費ということなのですが、この説明を見ますと市町村等の負担が70%ということですが、県単で30%、それが800万円ということなのですが、この市町村のどのような事業なのか御説明いただけますか。

山田耕地課長　　鳥獣害防除施設の復旧についてでございますが、今回の台風24号におきまして峡東地域を中心に甚大な被害が発生したということで、その復旧に対する経費を助成するものでございます。県としましては10分の3、残りを市町村等としております。これは平成26年の雪害のときに対応した補助率と同様でございます。

遠藤委員　　今の時点でこの事業はどこを事業するのかという、決まっているようなところはありますか。

山田耕地課長　　被災を受けた直後から市町村等より被害状況のほうを報告いただきまして、その点については把握をしております。今後、予算が認められれば正式な手続に入っていく予定でございます。

遠藤委員　　この補助金の中で対応できるという判断でよろしいでしょうか。

山田耕地課長　　十分な予算を計上しておりますので、その補正額の中で対応していく予定でございます。

遠藤委員　　今、御説明いただいたように、台風24号のほうが大変な甚大な被害だったと思いますけれども、この復旧がどの程度の時間がかかるものか最後にお伺いしたいと思います。

山田耕地課長　　鳥獣害に限らず、農地農業用施設の災害等も発生しておりまして、こちらが農の8ページの復旧費になるわけですが、こちらにつきましては国の補助金を活用して災害復旧に充てる予定でございます。台風21号につきましては、先月の29日に国による災害査定が終わりまして、事業の計画が認められております。また、台風24号につきましては、12月17日の週から災害査



定という国による災害事業の承認をいただくことになっております。これを経まして、速やかに工事に着手できるよう努めてまいりたいと考えております。

乙黒副委員長 農の2ページの被災農業施設復旧支援事業費について何点かお伺いしたいと思えます。先ほど遠藤委員からの御質問の中でも、台風21号、24号の復旧の支援ということで被害も相当な部分があったとお答えいただきましたが、この資料を見ていると、台風21号と24号でそれぞれの負担の補助率の割合が変わっているのですけれども、その理由についてまずお伺いしたいと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 この事業につきましては国の補助に県と市町村が上乗せをして助成をすることとしているところでございます。台風21号、24号ともに、農家の負担としては撤去がゼロ、再建修繕は10分の3、補強は10分の7となるように補助したいと考えているところでございます。しかしながら、国の事業に対して上乗せをするのですけれども、その国の事業が2つの台風の被害に対して補助率が異なっているということがございますので、本県においては農業者の負担を21号、24号で差がないようにするというので、県と市町村の補助率を設定するというのを大前提で行っていることから、2つの台風それぞれの県の補助率が異なっているところでございます。

乙黒副委員長 わかりました。金額が、この事業費のほうは6億8,925万円余となっているのですけれども、この積算はどのようにしてこの金額が出ているのかお伺いしたいと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 金額の積算につきましては、各農務事務所において、市町村を通じて被害を受けた農家の被災状況や撤去、再建等の意向確認を行ったところでありまして、この被災状況や農家の意向をもとにいたしまして、被災施設の撤去、再建修繕、補強に必要な費用を集計いたしまして、国と県の補助分を算出して予算として計上させていただいたところでございます。

乙黒副委員長 わかりました。既にもう台風が来てから2カ月以上が経過していて、ハウスの復旧ですとか、既にもうされている方もいると思うんですけれども、そういった方々への対応というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 この事業につきましては、既に復旧等に着手された方、あるいは完了された方につきましても事業の対象としていきたいと考えてございます。

乙黒副委員長 もう1点、先ほど遠藤委員からの質問の中で、枝が折れてしまったりという部分が、本来であれば実がついていれば実の補償が適用されるという中で、今回全部終わってからの台風ということで、そこは対象にならないというお答えがあったのですけれども、実際、来年以降の収穫という部分では相当変わってくるというところをやはり心配されている方が多いんですよ。そういった部分についてできるフォローといいますか、何か考えられることがあればお伺いしたいと思います。

中込果樹・6次産業振興課長 樹体の被害につきましては、被害の程度もありますけれども、その被害で倒れてしまったとかそういった部分に対しては、改植等に対して果樹

経営支援対策という事業がございますので、苗代だとか改植にかかわる費用の助成を行うことができます。面積要件等もございますので、直接農協等に相談をしていただいで進めていただければと思います。

乙黒副委員長　やはり果樹をされている農家の方々はかなり不安を持って、今、復旧の正念場でやっておりますので、ぜひ手厚いフォローのほうをお願いします。

(債務負担行為について)

上田委員　農の5、または6なんですけど、債務負担行為、まあ、指定管理の今は来年度からのということですけども、ちょっとわからないのは、なぜこの12月でこの議案を出さなければならないのか教えていただけますか。観光部のほうもみんな同じなんですけれども、なぜ12月議会で上程しなきゃならないのか。

小林花き農水産課長　今回、指定管理の件を議案としてお願いをさせていただいております。議会の議決を経て決定をさせていただきますので、これから年度内に来年の4月1日以降の4年間の指定管理の契約を結ばさせていただきますので、その時点で年度掛ける4ということで債務負担行為をお願いしてございますが、単年度ごとに計算をしました指定管理料をお支払いしていくのを、この段階で4年分を決定いただくということで債務負担行為をお願いするものでございます。

上田委員　それでわからないのは、2月でもいいんじゃないかということなんです。普通はそうですね。12月にやらなければならない何か、観光部もそうですけど、随分早いなと思ったんですけども、ちょっとそこがわからないのでお聞きしようかと思ったんです。

三井農政部長　予算の段取りということだと思います。この段階で債務負担行為をすることによって予算の裏づけをもって契約をするということですが、2月の当初の段階では、今度は本予算のほうで計上しなければならないので、この段階で債務負担行為をいただいで準備をさせていただくという段取りを組ませていただいていると認識しております。

上田委員　そういう方法っていつからっていつか。普通は、だって、来年の4月以降の契約ですよ。2月議会があって、そこまでは前があるので、そこしかないかなと思うんですけども、違いますかね。

三井農政部長　いつからというのは、ちょっと承知しかねておるのですが、施設の管理の場合は人の用意をしたり機材を用意したりというようなことが必要になります。そういう意味では、ぎりぎりまで、議決されるのが2月の当初だと3月末となるわけですけど、そこまで不安定な状態で持つていくのはよろしくないということで、この段階でやらせていただいているということでございます。

(被災農業施設復旧支援事業費について)

安本委員　先ほどの乙黒委員の農の2ページ、被災農業施設復旧支援事業費について関連をして1点だけお伺いしたいと思うのですけれども、既に復興、復旧に向けて修繕、それから再建されている方もあると聞きました。これからという方もいらっしゃるかもしれないのですけれども、この事業の受付はいつごろまでを予定されていますでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 この事業につきましては、本議会でお認めいただければ早急に要望の調査をさせていただきます。国のほうで本年度内の完了ということで要領要綱は書いてございます。ですので、早急に事務処理のほうをしていくということがございます。ただ、今、委員御指摘のとおり、なかなか事業も時間がかかるもの等ございますけれども、既に本事業に着手している方も対象としていることから、農家の皆様には早急な着手をまずお願いをして、その後、さらに事業の進捗状況に十分注意しながら国との協議を行っていきたいと考えております。事業につきましては、一応、本年中に事業の要望調査を行っていく予定でございます。

安本委員 最後まで、私が聞きたかったことを全部答えていただいたのですけれども、いつからいつまでに受け付けられるかということをお伺いの上で、再建の工事によっては、今、もう1回お伺いしますけれども、工事完了は年度内完了ということで国のほうは言っているのでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 この事業につきましては、国のほうが最初に出してきた方針として、原則年度内完了との要綱を発出してきたところでございます。

安本委員 受付窓口はどちらですか。市町村ですか。

中込果樹・6次産業振興課長 この事業の着手につきましては、被災農業者である旨を市町村に認めていただく必要があることから、市町村が事業主体となっております、受付も市町村になります。

安本委員 事業の完了は原則年度内とおっしゃったのですけれども、ある市町村によっては、年度内に完了してもらわないと申請は出せないみたいな感じになっているところもあると私のところに話が来ています。いろいろな事業者を探していかなければいけない。それから、資材も調達をしなければいけない。被災の程度によっては、今この時期ですので間に合わない可能性も当然あると思うんですよね。そういうことで、国のほうがはっきりしないと市町村の窓口にそういうことが周知できないのかもしれないのですけれども、ぜひ一つは、国のほうに、国は補正ですので年度内完了できればそれがいいんだと思いますけれども、実際被災された方はなかなかそういうわけにはいかないもので、一応、申請書としては工期は年度内と書かざるを得ないのかもしれないのですけれども、そういうことがやむを得ない事情で年度を越してしまう場合にも何か救済できるようなことを国のほうにも掛け合ってみていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 事業の進捗状況につきましては、随時、市町村、農務事務所と連携しながら十分注意をして確認をさせていただきながら、国との協議を行っていきたいと思います。

安本委員 ちょっともの足りないのですけれども、補助事業を受けようとするときに、もう年度内じゃないとだめだと言われると、事業者の方には、どうしようと思われる方もあるので、原則ということをおっしゃいましたけれども、早く国のほうに確認していただいて、山梨の実情を訴えていただいて、そういう方がいらっしゃるということは私のところにも届いていますので、市町村のほうにも周知をして、窓口で被災された方が困られないようにしていた

だきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

中込果樹・6次産業振興課長 早急に農務事務所、あるいは市町村に詳しい説明をさせていただきまして、周知が図られるようにしてまいりたいと思います。

安本委員 ぜひ国のほうにも早く山梨の現状を訴えていただいで、そういうところについて何かいい方法がとれるようにお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### ※所管事項

#### 質疑

(茅ヶ岳東部の広域農道について)

山田(一)委員 甲斐市内の農道の件ですが、私が、2年ぐらい前ですけど、聞いた時点で、いわゆる3団体ぐらいがまだ同意をしていないということで、出口の方ではなく、相続がまだ終わっていない方もいたのですが、その今の進捗状況がもしここでわかればお願いをしたいのですが。

山田耕地課長 委員のおっしゃっている農道は茅ヶ岳東部の広域農道の件かと思います。現在、旧敷島町内で3名ほどの地権者の合意が得られていないという状況がございます。そちらのほうは鋭意交渉を続けているところでございます。また、ことし進捗した点といたしましては、1名の地権者の、周辺の土地がまだ境界確定がされていなかったというところがございます。そちらが地権者から合意をいただきまして国土調査に入っており、境界をまず確定をさせていただいて、また今後の交渉に当たっていきたくて考えております。

山田(一)委員 そうしますと、あれですか、出口の方の方と、それから相続の分はまだ動いていないという理解でいいですか。

山田耕地課長 買収という面からしますと、進捗がないという状況でございます。

(担い手への農地集積と企業の農業参入について)

上田委員 担い手への農地集積と企業の農業参入ということについてちょっと幾つか教えてください。この本会議で、山田七穂委員から質問もあったのですけれども、本県の担い手の農地集積は29年までに3年間で1,400ヘクタールだったと伺ったのですけれども、私の地元、南アルプス市ですけれども、中山間地はともかくとして平地があるところも農地がなかなか活用されていない部分がいっぱいありまして、見た感じだけでも景観的にもよくないし、そんな感じになっているのですけれども、南アルプス市において担い手への農地集積面積はどのぐらいあるのか。また、中間農地管理機構を活用して進めているわけですけれども、機構による県と、または南アルプスの貸付件数とか貸付面積がどのぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

千野担い手・農地対策室長 平成29年度までの3年間の南アルプス市におきます農地集積面積につきましては90.5ヘクタールでございます。また、同じく平成29年度までの3年間の農地中間管理機構の実績につきましては、県全体で1,508件、面積としまして608ヘクタール、このうち南アルプス市の貸付件数につきましては112件、貸付面積は27ヘクタールであります。

上田委員 今お聞きすると、県全体の数字からいって南アルプス市が県の平均より進んでいるのかどうかちょっとわかりませんが、いずれまた高齢化が進んでいって、今の団塊の世代の人たちがあと4年、5年たって動けなくなれば、さらに農地が荒廃するというか、つくれなくなってくる状況になると思うのですけれども、農地集積を進めていくというのは、それは一つの手だと思うのですけれども、現状どのように取り組みをしていくのか、どういう対策をやっているか、ちょっと教えていただけますか。

千野担い手・農地対策室長 南アルプス市におきます担い手への農地集積の取り組みにつきましては、現在、中野地区で進めております大手ワインメーカーの参入に加えまして、農地中間管理機構が借り受けた農地を整備いたしまして、担い手に貸し出す、本県独自の制度を本年度、桃園地区ほか6地区において活用しまして、担い手への農地集積を今、進めております。

上田委員 地元の話も出たんですけれども、本会議で、中北地域を中心に、10年間で90社を超える企業が県内に参入したということだったので、南アルプス市には何社ぐらい参入したんでしょうか。

千野担い手・農地対策室長 南アルプス市につきましては、昨年度までの10年間で7社の企業が参入をしております。

上田委員 もうちょっと何とかしてほしいなと思うんですけれども、わかりました。今度は、本当に私の地元の地元ですけれども、今、サントリーが中野地区へ来てくれて14ヘクタールの土地が何とか活用できるということなんですけれども、具体的にどんな品種を栽培するようなことになっているのかちょっと教えてもらいたいと思います。

千野担い手・農地対策室長 今回の中野地区に参入をするサントリーにつきましては、約14ヘクタールの農地を活用いたしまして、甲州種の栽培を計画していると承知しております。

上田委員 質問ということではないのですけれども、そういう形で地元も随分協力的というか、本当に百何人、関係者が意見を調整し合って、結局ああいう形になって、まあ、よかったなと本当に思っているわけですけれども、またさらにあそこに雇用が欲しいとか、栽培にも土地の管理にも、また雇用の創出にもつながるような格好で地元のためにもまた努力してほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。

千野担い手・農地対策室長 企業の農業参入による地元の雇用創出は地域活性化につながる重要なものと考えております。中野地区におきましても、今後、企業と地域の話し合いなどを通じまして、地元の雇用が創出されますよう努めてまいりたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成並びに委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 11月8日に実施した閉会中の継続審査案件にかかる県内調査については、議長あてに報告書を提出した旨を報告した。

以 上

農政産業観光委員長 永井 学